

しまだ市民遺産認定基準

* 地域が大切に守り続けてきたもので、未来へ伝えていく自立的活動をしていること

分類	項目	基準	認定案件
(1)	地域の歴史や文化を象徴しているもの	地域の成り立ちや文化に影響を与えているもの。 地域にあってその存在が当然の物として認識できるものであること。 地域が大切に保存しているもの。	古民家 野菊の宿 大津野田城と城山古墳 明神社と3本杉
(2)	地域の伝統行事として親しまれているもの	お祭りや地区の中で行われている昔からの行事であること。	五月祭り 熊野神社(湯屋権現)
(3)	地域の生活文化の特色を示しているもの	地域に伝わる生活様式が珍しいこと。	
(4)	地域の特筆すべき風景	他の地域では見るのが難しく、地域に違和感なく溶け込んでいること。 島田市の代名詞になれるもの。 誰がみても美しいと感じるもの。	
(5)	前各号に掲げるもののほか、特に認定に値するもの		